

福島市議会全員協議会要綱（案）

（目 的）

第1条 この要綱は、福島市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）第159条第4項の規定に基づき、福島市議会全員協議会（以下「全員協議会」という。）の運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

（協議事項）

第2条 全員協議会における協議事項は、議会として、議員全員で協議すべき市政に関する重要な政策等に関する事項、又は市長からの要請による報告、意見聴取等とする。

（会 議）

第3条 全員協議会の開催については、議長が代表者会で調整し、開催の決定は議長が行う。

- 2 全員協議会の会議は、議長が招集し、主宰する。
- 3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。
- 4 議会自らの必要性により全員協議会を開催する場合、議長は、あらかじめその開催について市長に了解を得るとともに、開催日程を調整し、市長に対し必要な説明員の出席を求める。
- 5 市長からの要請により全員協議会を開催する場合、市長は、議長に対し開催要請を行う。

（公 開）

第4条 全員協議会は、原則として公開する。

（傍 聴）

第5条 全員協議会の傍聴の取扱いは、福島市議会傍聴規則（昭和44年議会告示第1号）に準ずる。

（記 録）

第6条 議長は、職員に、議事の経過、出席者の氏名等必要な事項を記載した会議録を作成させ、これに署名又は押印をしなければならない。

- 2 前項の記録は、議長が保管する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、全員協議会の運営に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。